

学校法人桜美林学園評議員報酬規程

令和3年3月6日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人桜美林学園（以下「法人」という。）の評議員の報酬、交通費の支給に関し、必要な事項を定める。

(報酬の種類)

第2条 報酬の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 評議員報酬

(2) 交通費

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 評議員会の日当は、1会議あたり 20,000 円（税込）とする。

(2) 理事選任機関、評議員選考委員会及び理事・評議員協議会の構成員に選任された評議員の日当は、1会議あたり 20,000 円（税込）とする。

(3) その他、評議員業務として出勤した場合の日当は、一日あたり 10,000 円（税込）とする。

2 前項第3号の場合、当該者が、法人の専任職員として給与支給されているときは、支給しない。

(交通費)

第4条 交通費を支給する。ただし、当該者が法人の専任職員として通勤費を支給されているときは、支給しない。

2 交通費は、1回の出席に当たり 5,000 円の割合で支給する。ただしオンライン出席の場合は支給しない。

3 交通費実費が前号の金額を上回る場合は、実費を支給する。

(出張旅費)

第5条 出張した場合は、学校法人桜美林学園内国旅費規程、学校法人桜美林学園海外旅費規程に基づき、旅費を支給する。ただし、当該者が、法人の専任職員として出張旅費を支給されているときは、支給しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。